

遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会の運営について

1. 検討会には、座長を置くこととし、座長は検討会の議事を運営する。
2. 座長代理は、座長が指名し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 検討会は、その議事の円滑な進行を助けるため、オブザーバーの参加を認める。
4. 検討会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
5. 検討会は、非公開とする。
6. 議事概要及び検討会の資料は、検討会終了後、座長の了解を得た上で、ウェブサイトへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。
7. 6にかかわらず、個人又は団体の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等検討会が必要と判断したときは、資料を非公表とすることができる。
8. これに定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。